

ご存知ですか？

知っておきたい！成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的・精神の障害等により、自分ひとりでは契約や財産の管理、遺産分割の協議等を行うことが難しい方の権利を守り、法的に後見人がサポートする制度です。制度を利用することにより、不十分な判断能力の方が、不利益な契約を結んでしまうといった悪質商法の被害を防ぐことができます。

具体的には、「法定後見制度」と「任意後見制度」と大きく分けて2種類あります。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、親族等が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所は援助者を選任します。援助者は本人の日常生活上での判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つに区分され、それぞれ成年後見人・保佐人・補助人が、本人の財産管理や契約の代理等をします。援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

区 分	本人の判断能力	援助者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することができます。
保 佐	特に不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人	

任意後見制度

本人に判断能力があるうちに、将来、自己の判断能力が不十分になったときに備え、公証役場で公正証書を作成し、財産管理や契約の代理等について代理権を与える契約を結び、任意後見受任者を選んでおきます。判断能力が衰えたときに任意後見人などが家庭裁判所に申し立て、任意後見人を監督する「任意後見監督人」が選任されることで、効力が発生します。

● 手続

	法定後見制度	任意後見制度	
手続きする場所と方法	本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て	公証人役場で公正証書を作成	家庭裁判所で任意後見監督人を選任
申立てに必要なもの	申立書、申立手数料、登記印紙、切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書等	公正証書作成手数料、登記嘱託手数料、収入印紙、切手代等	収入印紙、登記印紙、切手等
	※その他、医師の鑑定料等、別途費用がかかる場合があります。		

● お問い合わせ先

- ・成年後見の手続きに関すること… [京都家庭裁判所 \(075\) 722-7211](tel:075-722-7211)
- ・任意後見契約に関すること… [京都公証人合同役場 \(075\) 231-4338](tel:075-231-4338)